

# 手書き記入者用 様式記入ガイド

※PC入力の方は、『PC入力者用 様式入力ガイド』をご参照ください

## 提出必須

※点線  で囲まれている箇所は記入必須です。

様式研第10号

〈平成26年度第1期〉

農の雇用事業助成金交付申請書（兼研修終了報告書）（第1期）

（平成26年6月1日～平成26年9月30日）

平成26年10月13日

全国農業会議所会長 殿

研修実施農業法人等名

有限会社 東京農場

〒102-0084

所在地

東京都千代田区二番町〇-〇-〇

代表者職氏名

代表取締役 農業 太郎

農社有  
場東限  
東会

通常の研修期間

期	開始日	終了日
1	平成26年6月1日	平成26年9月30日
2	平成26年10月1日	平成27年1月31日
3	平成27年2月1日	平成27年5月31日

押印必須

法人の場合は社印。個人は代表者印

研修実施農業法人等としての指定通知のあった研修活動を実施したので、下記により助成金の交付を申請します。

記

研修責任者氏名	農業 二郎
研修生氏名	田畑 耕作

## 1 申請額内訳

区分	助成対象経費（円）	備考
教育研修助成金	365,500	賃金台帳、出勤簿（出退勤時間記録されたものを添付）
外部講師等謝金	20,000	領収書の写し添付
旅費	500	領収書の写し添付
雇用保険料 労災保険料等	0	
計	386,000	
指導者研修費助成	36,000	領収書の写し添付
語学研修費助成 （定住外国人のみ）	15,000	領収書の写し添付
合計	437,000	

※ 各区分の助成対象経費の額は、様式研第11-1号の「第1期の計」の各区分の額と一致する

## 2 助成金の振込口座

フリカナ	マルマルギンコウ		
金融機関名	〇〇銀行		
支店番号	001	フリカナ	ホンテン
		支店名	本店
預金種目 ※選択して下さい	普通・当座	口座番号	0123456
フリカナ	ユウゲンガクシヤ トウキョウノウジョウ		
口座名義人名	有限会社 東京農場		

支払ミスを防ぐため、2期目以降の申請においても必ずご記入ください。

預金種目を選択

普通預金か当座預金かどちらかに○を付けて下さい

- (注) 1 振込口座は、研修実施農業法人等の取引口座とする。フリカナを必ず記入すること。  
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。  
3 当該申請書に係る申請書（内訳）（様式研第11号）を添付すること。  
（様式研第11号は領収書等の証拠書類とともに写しを5年間保管すること。）  
4 研修生を複数名受け入れている場合は、研修生ごとに申請すること。

# 提出必須

※点線 [ ] で囲まれている箇所は記入必須です。

〈平成26年度第1回〉

様式研第11号-1

農の雇用事業助成金交付申請書(内訳) [第1期]

農業法人等名 [有限会社 東京農場]

研修生氏名 [田畑 耕作]

	科目	申請金額(円)	研修に要した経費
6月	(1)教育研修助成金	97,000	1号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	10,000	1号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	1,764	1号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	4,454	1号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	0	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	0	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	6月計	97,000	
7月	(1)教育研修助成金	76,500	1号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	10,000	1号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	8,960	1号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	4,895	1号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	20,000	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	0	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	7月計	117,000	
8月	(1)教育研修助成金	97,000	1号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	1号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	1号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	5,370	1号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	0	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	15,000	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	8月計	112,000	
9月	(1)教育研修助成金	95,000	1号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	1号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	1号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	2,042	1号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	95,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	20,000	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	0	← 月額上限 30,000円(最長6ヵ月)
	9月計	115,000	
第1期の合計	(1)教育研修助成金	365,500	
	(2)外部講師等謝金	20,000	
	(3)旅 費	500	
	(4)労災保険料、雇用保険料	0	
	(1)~(4)計	386,000	← 月額上限 97,000円×4ヶ月
	(5)指導者研修費	36,000	← 年額上限 36,000円
	(6)語学研修費	15,000	← 最長6ヶ月
	合計	437,000	

例)9月に支払われた給与が95,000円の場合

# 提出必須

※点線          で囲まれている箇所は記入必須です。

※月曜～日曜を1週間単位として作成します。

※研修を行った日のみ記入します。

例) 平成26年6月の1週目。6月1日(日)から記入。

1週目は1日(日)のみ研修を行っているので、6月1日のみ記入します

2週目は2日(月)、3日(火)・・・以降、研修を行った日のみ記入していきます

〈平成26年度第1回〉

## 様式研第11号-2

(1) 教育研修助成金の内訳

〔平成26年6月〕

平成26年6月分 1(1/7)

日(月)	研修時間	時	分から	時	分まで	(0時間00分) (0時間00分)	研修人数	人	集合研修
日(月)									<input type="checkbox"/>
日(火)									<input type="checkbox"/>
日(水)									<input type="checkbox"/>
日(木)									<input type="checkbox"/>
日(金)									<input type="checkbox"/>
日(土)									<input type="checkbox"/>
1日(日)	09時00分 14時00分		12時17分		00分30分	(3時間00分) (3時間30分)	1 2	人	集合研修 <input checked="" type="checkbox"/>

・午前午後に分けて研修を実施した場合は、上下2段に分けて記入します。  
休憩は除きます  
・24時間制で記入します。  
午前9時⇒9 午後5時⇒17 24時⇒0 と記入  
・研修時間は15分単位で記入します。(端数切り捨て)  
0～14分⇒0分、15～29分⇒15分  
30～44分⇒30分、45～59分⇒45分

研修人数の記入漏れにご注意ください。  
集合研修(2名以上)を行った場合は、チェックを記入してください。

指導・研修内容を明確にご記入下さい。  
「研修生の感想」は研修生が記入してください。

1週間のうち、1日でも研修を行った場合、その週の研修責任者所感をご記入ください。

研修責任者名、研修生氏名は、必ず自署してください。

### 〈研修責任者の所感(1週間の研修総括)〉

まだ雪が残っている状態での作業なので、農作業事故に注意しながら指導研修を行った。  
牛の扱いについて、ストレス・苦痛を最小限にするための技術向上が求められる。

研修責任者名(自署) 農業 三郎  
研修生氏名(自署) 田畑 耕作

平成26年6月分 2(2/7)

2日(月)	08時00分		12時15分		15分	(4時間15分) (0時間00分)	1	人	集合研修 <input type="checkbox"/>
3日	08時00分		12時15分		15分	(4時間15分) (0時間00分)	2	人	集合研修 <input checked="" type="checkbox"/>

同様の手順で1ヶ月分作成し、  
「(A) 研修時間の集計と助成金額の計算」を作成します

# 提出必須

## 様式研第11号-2「(A) 研修時間の集計と助成金額の計算」

### 助成金額の計算方法

- ① 1ヶ月分の研修時間を、研修を行った人数毎に合計し記入します。  
研修時間は15分単位です。15分未満は切り捨てて計算します。  
例) 1時間17分 ⇒ 1時間15分  
3時間41分 ⇒ 3時間30分  
2時間59分 ⇒ 2時間45分
- ② 15分を0.25時間に換算します。  
例) 1時間15分 ⇒ 1.25時間  
3時間30分 ⇒ 3.5時間  
2時間45分 ⇒ 2.75時間
- ③ ②で求めた時間に、研修人数に応じた研修単価を乗じた額を助成金額欄に記入します  
例) 1.25時間 × 2,400円 = 3,000円  
3.5時間 × 1,200円 = 4,200円  
2.75時間 × 800円 = 2,200円

(A) 研修時間の集計と助成金額の計算

平成26年6月分 (7/7)

研修人数	研修時間(a)	研修単価(b)	助成金額 (a × b)
1人	29 時間 45 分	2,400円 (2,400円 ÷ 1人)	71,400 円
2人	9 時間 30 分	1,200円 (2,400円 ÷ 2人)	11,400 円
3人	8 時間 15 分	800円 (2,400円 ÷ 3人)	6,600 円
合計	47 時間 30 分		89,400 円

(B) 資格取得等実施日 資格取得等に要した経費の内訳 金額

実施日	資格取得等に要した経費の内訳	金額
13日 (金)	フォークリフト運転技能講習	28,000 円
日 ( )		円
日 ( )		円

教育研修助成金申請額 (A + B)

教育研修助成金合計額 (A+B)	97,000 円
---------------------	----------

※上限額: 97,000円又は、  
月額給与のいずれか低い方

平成26年6月分給与	207,143 円
------------	-----------

資格取得等の申請日は領収書の日付ではなく、実際に行われた月で請求します。  
通年で受講する場合等は、受講した分の料金だけを分割して申請するか、もしくは全て受講した後にまとめて申請して下さい。  
領収書の写しを必ず添付して下さい(領収書の日付と資格取得日にずれがある場合は申込書、チラシなど該当日がわかるものを添付して下さい。)

給与の記入漏れにご注意ください。  
研修実施月に支払われた給与額を記入します。

同様の手順で4ヶ月分を作成します





申請する場合のみ提出

※点線 [ ] で囲まれている箇所は記入必須です。  
 ※申請をしない場合、この用紙の添付は必要ありません。

〈平成26年度第1回〉

様式研第11号-5

(4) 労災保険料、雇用保険料 (第1期)

農業法人等名 有限会社 東京農場

研修生氏名 田畑 耕作

※五捨六入

月分	労災保険料・雇用保険料の算出			金額(円)
	給与総支給額	保険料率		
6月	雇用保険料	207,143	$\times 9.5 \div 1000$	1,968
	労災保険料	207,143	$\times 12.0 \div 1000$	2,486
	計			4,454
7月	雇用保険料	227,687	$\times 9.5 \div 1000$	2,163
	労災保険料	227,687	$\times 12.0 \div 1000$	2,732
	計			4,895
8月	雇用保険料	249,770	$\times 9.5 \div 1000$	2,373
	労災保険料	249,770	$\times 12.0 \div 1000$	2,997
	計			5,370
9月	雇用保険料	95,000	$\times 9.5 \div 1000$	902
	労災保険料	95,000	$\times 12.0 \div 1000$	1,140
	計			2,042
合計				16,761

～参考～ ※事業主負担分

雇用保険料率 平成26年度(平成25年度から変更なし)

保険料率	事業の種類
8.5	一般の事業
9.5	農林水産清酒製造の事業
10.5	建設の事業

労災保険料率 平成26年度(平成25年度から変更なし)

事業の種類	保険料率	事業の種類	
その他の事業	12.0	農業又は海面漁業以外の漁業	
	13.0	清掃、火葬又はと畜の事業	
	5.5	ビルメンテナンス業	
	6.5	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	
	2.5	通信業、放送業、新聞業又は出版業	
	3.5	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	
	2.5	金融業、保険業又は不動産業	
	3.0	その他の各種事業	
	林業	60.0	林業
	漁業	20.0	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)
40.0		定置網漁業又は海面魚類養殖業	
鉱業	88.0	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	
	19.0	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
	5.5	原油又は天然ガス鉱業	
	58.0	採石業	
	25.0	その他の鉱業	
建設事業	89.0	水力発電施設、ずい道等新設事業	
	16.0	道路新設事業	
	10.0	舗装工事業	
	17.0	鉄道又は軌道新設事業	
	13.0	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	
	15.0	既設建築物設備工事業	
	7.5	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	19.0	その他の建設事業	
	製造業	6.0	食料品製造業(たばこ等製造業を除く)
6.0		たばこ等製造業	
4.0		繊維工業又は繊維製品製造業	
13.0		木材又は木製品製造業	
7.5		パルプ又は紙製造業	
3.5		印刷又は製本業	
5.0		化学工業	
7.5		ガラス又はセメント製造業	
13.0		コンクリート製造業	

⋮





